

第5章 まとめ

第1 改正の方向性

1 基本的な方向性（第4章第1に同じ）

本県の青少年の性的被害の状況や改正刑法第182条（面会要求行為及び自画撮り要求行為）の趣旨を踏まえ、これらに類する/該当する行為の規制条項を新設する。

2 改正内容のポイント

- （1）保護対象年齢は、刑法（16歳未満）より広くすることとし、18歳未満（県条例第11条で定義する「青少年」と同じ範囲）とする。

また、刑法では13歳以上16歳未満の者について行為者5年差以上の年齢要件を設けているところ、本条例ではこれを排除し、一律18歳未満を保護対象とする。

- （2）面会要求行為については、条例体系における処罰対象行為の不連続性を解消する必要があることから、改正刑法の趣旨を踏まえつつ、条例として新たに淫行未遂に相当する行為を定義し、規制対象行為として設定、呼称としては「淫行又はわいせつ行為の勧誘等」とする。

- （3）規制対象行為のいずれについても罰則規定を設ける。

- ・淫行又はわいせつ行為の勧誘等：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
- ・自画撮り要求行為：30万円以下の罰金

第2 改正条文案

1 条文案

- ・一般的禁止条項＋罰則適用条項方式によることとする。

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めては

ならない。

第三十条（第1項 略）

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

2 内容解説

（1）第22条の2 淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止

①要旨

条例第22条の淫行又はわいせつ行為につながる反社会的な行為から青少年を保護することを目的として設けるものであり、改正刑法第182条第1項の面会要求行為の禁止の趣旨を踏まえつつ、本県条例として現状規定がなかった淫行未遂部分について、処罰対象行為として規定するものである。

②解説

ア 近年、青少年を対象としてSNS等を起点としたわいせつ目的での面会要求や、淫行等の勧誘などの行為に係る事件や相談が増加していることから、これらの行為から青少年を保護するための禁止規定である。

イ 「何人」とは、県民はもちろん旅行者や滞在者も含み、現に県内にいるすべての人をいう。この「何人」には、青少年も含まれるが、青少年が行為者である場合には、形式的には本条違反が成立するものの本条例第33条の免責規定により訴訟要件を欠くこととなるため、処罰対象とはならない（当該行為が他の法令等により犯罪とされる場合を除く。）。

ウ 「青少年」とは条例第11条第1項の定義と同義である。

エ 「淫行」とは、健全な常識ある一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う不純な性交又は性交類似行為をいう。

オ 「わいせつ行為」とは、いたずらに性的欲望を刺激し、又は興奮させたり、露骨な表現によって健全な常識ある一般社会人に対し、性的な羞恥陰悪の情を起こさせる行為をいう。

カ 「勧誘」とは、勧め誘うことで、多くは行為者の意図する方向に行動する

よう働きかけ、対象者をその気にさせることをいう。勧誘を受けたということの対象者が認識されるのであれば、手段・方法は問わず、また、対象者がその結果当該勧誘に応諾したかどうかは問わない。

- キ 「強要」とは、無理に要求することを表し、多くは対象者の意思に反する、あるいは不同意とする行動等をさせようとする行為をいうものである。強要の手段としては刑法第 223 条に定める強要罪の要件とされている暴行や脅迫のほか、心理的・物理的を問わず青少年を畏怖させ、正常な意思表示等を抑圧するものであれば該当する。

(参考) 刑法第 223 条 強要罪

「生命、身体、自由、名誉、若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者」

- ク 刑法第 182 条第 1 項との関係（予備的行為・未遂の取扱）

- ・ 刑法体系における淫行・わいせつ行為の構成は「面会要求」→「面会」→「不同意性交等未遂」→「不同意性交等」と犯罪が発展していくことになっている。これとパラレルに条例を考えると、「面会要求」→「面会」→「淫行未遂」→「淫行」となり、面会要求行為の禁止をそのまま条例に引き写して改正しようとする「淫行未遂」だけ処罰規定がなく、つまり、処罰対象の連続性が不足しており、法体系的に不整合が発生してしまう。
- ・ しかしながら、改正刑法の立法者の解説文によれば、刑法第 182 条の法益は刑法標準の個人的保護法益ではなく、未成年者に対する新たな保護法益であるとしており、これを踏まえると、青少年の健全育成を第一に考える本県条例においても、淫行未遂の処罰規定を新たに創設する論理構成は可能であるとして、今回の改正案としたものである。

○ 淫行・わいせつ行為の構成比較

	準備・予備的行為		未遂 (実行着手)	既遂 (結果発生)
刑法 (連続性あり)	面会要求 【処罰対象】	面会 【処罰対象】	不同意性交未遂 【処罰対象】	不同意性交 【処罰対象】
県条例 比較案 (連続性なし)	面会要求 【処罰対象】	面会 【処罰対象】	淫行未遂 ※処罰規定なし	淫行既遂 【処罰対象】
県条例 改正案 (連続性あり)	淫行またはわいせつ行為の勧誘等【処罰対象】			淫行既遂 【処罰対象】

(2) 第 22 条の 3 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

①要旨

近年増加する、青少年の性的あるいはわいせつな姿態を自ら撮影させてそれを送信するよう求める行為（自画撮り要求行為）について、改正刑法第 182 条第 3 項の趣旨を踏まえつつ、青少年保護の目的のもと、本条例においても処罰対象行為として規定するものである。

②解説

ア 近年、青少年を対象として SNS 等を起点とした自画撮り要求行為に係る事件や相談が増加していることから、これらの行為から青少年を保護するための禁止規定である。

イ 「何人」及び「青少年」の内容については、前項の淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止に係る解説のとおりである。

ウ 「児童ポルノ」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。

（参考）児童ポルノ禁止法

（定義）

第 2 条（第 1 項及び第 2 項 略）

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（児童ポルノ所持、提供等）

第 7 条（第 1 項 略）

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

(第3項～第8項 略)

エ 「提供」とは、方法・手段を問わず、要求行為者が当該児童ポルノ等を入手できるように行う何らかの行為をいう。

(3) 第30条 罰則

①要旨

本条例の禁止規定等の実効性を担保するため、これらの規定に違反した者に一定の罰則を科することを明らかにしたものである。

今回は、新設する淫行等勧誘等の禁止と児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止について、それぞれ「6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」、「30万円以下の罰金」を課すものである。

②解説

ア 第22条の2 淫行等勧誘等の禁止（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）

本条例における淫行又はわいせつ行為（第22条第1項）に係る罰則は、本条例における最高罰則となる2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金である。本件行為は、この淫行又はわいせつ行為につながる行為として考えられることから、これに次ぐ重い罰則を設定するものである。

イ 第22条の3 児童ポルノ等の提供を求める行為（30万円以下の罰金）

本件行為は、前項①に比較して間接的・遠隔的要素が大きく、直ちに淫行等に接続する行為ではないことから、①の次に重い罰則とするものである。なお、処罰するのは、下記要件のいずれかに該当した時のみである。

（ア）青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

（イ）青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

ウ 「拒まれた」とは、明示の拒絶である必要はなく、消極的であっても不同意の意思表示が行われたことをいう。

エ 「欺き」とは、人の判断を誤らせるような手法を用いて、対象者が自然な状態で適切な判断を行い得ないような状況に迫いやることをいう。

オ 「困惑させ」とは、手段や方法を問わず、行為者の発言等に同意しない意思を形成し、表明し、若しくは全うすることが困難な状態にさせることをい

う。

カ 「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」とは、金銭的なものに関わらず何らかの利益、メリットを提示し、それを対象者に提供若しくはその約束をすることをいう。対象者がそれを応諾したかどうかは問わない。

第3 その他

1 他県条例や刑法改正の動向注視

今回検討報告した部分については、令和5年の刑法改正においても引き続き見直しを行っていくことが示されており、今後、変わっていく可能性のあるところであるので、今回の条例改正を終えた後も継続して動向を注視していく必要がある。

また、刑法の改正に合わせて他県の動きも出てくる可能性があるので、こちらも改正内容等をフォローしておく必要がある。

今後、他県で罰則が上がっていくといった傾向があれば、本県もそれに対応していくべきであろう。

2 民法改正への対応

令和4年4月1日に施行された「民法の一部を改正する法律」において定められた成年年齢の引き下げ(20歳から18歳)及び女性の婚姻開始年齢の引き上げ(16歳から18歳。男性のそれはもともと18歳)に伴って影響を受ける本県条例第11条に定める青少年の定義について、所要の改正を行うべきである。

3 青少年インターネット環境整備法に基づく青少年が利用する携帯電話端末

等の契約における説明等における書面義務化

本件については、多くの都道府県が既に条例改正・導入済みの施策であるが、既に大手携帯電話販売事業者において、全国的な取組として実装されていることから、改めて本県条例でそれを規制するような条例改正を改めて行う法的意義は乏しいと言える。

また、フィルタリング対策については、契約時点の対応以上にその後の定期的なメンテナンスが効果の成否を分けるものであることが明らかになってきていることから、条例による規制強化より、リテラシーの向上・普及啓発活動に力を入れた施策を行っていくことが望ましいものとする。

4 性別にとらわれない表記

近年、多様性の観点から有害図書等の規制基準等において、性別にとらわれない表記に変更（規則等も含めての改正）を行う県が増えつつある。

本県の場合、施行規則第3条、指定対象とする写真等の要件に係る記載が「女性」「男女」「同性」といった記載があることから、時代を捉えた対応の必要性等について検討を進めておくべきものとする。

（参考）臨時部会の概要

1 名称

SNS 等に起因した青少年の性被害等への対策について検討する臨時部会
（通称：青少年性的被害対策検討臨時部会）

2 委員構成等

区分	所属・役職等	氏 名	選任視点	備考
臨時委員 （学識経験者）	弘前大学名誉教授	宮崎 秀一	憲法	部会長
	弘前大学人文社会科学部教授	平 野 潔	刑法	職務代理者
	弘前大学人文社会科学部教授	羽渕 一代	社会学	
	NPO 法人 あおもり IT 活用サポートセンター理事長	本田 政邦	ICT	
現任委員 （学識経験者）	青森県弁護士会／弁護士	清水 和秀	法律・人権	
	弘前大学医学部教授	栗林 理人	精神保健・ 児童福祉	
	弘前大学教育学部教授	田名場 忍	教育	

3 開催経過

（1）第 1 回（令和 6 年度第 1 回）

令和 7 年 2 月 1 8 日（火） 1 8：1 5～2 0：1 5

青森県庁西棟 5 階 580 会議室

（2）第 2 回（令和 7 年度第 2 回）

令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 1 8：1 5～2 0：1 5

青森県庁西棟 5 階 580 会議室

（3）第 3 回（令和 7 年度第 2 回）

令和 7 年 7 月 2 8 日（月） 1 8：1 5～2 0：1 5

青森県庁西棟 5 階 580 会議室

4 運営根拠等

青森県青少年健全育成審議会臨時部会運営要領（別紙）

青森県青少年健全育成審議会臨時部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月青森県条例第14号。以下「条例」という。）に基づき設置された青森県青少年健全育成審議会において、SNS等に起因した青少年の性被害等への対策について検討する臨時部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(部会の調査審議)

第2 部会は、所掌する調査審議について、必要があると認める場合には次の事項を行うことができる。

- (1) 県教育委員会及び県警察本部に対し、必要な資料等の提供、その他必要な協力を求めること。
- (2) 教職員、児童生徒、保護者、その他関係者に対するヒアリング及び調査等を実施すること。
- (3) 関係者又は専門家に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くほか、必要な資料の提出その他必要な協力を求めること。
- (4) その他、必要と認めること。

(組織)

第3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 前項の部会長は、部会の事務を掌理する。

3 第1項の部会長に事故ある時は、部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第4 部会の会議は公開する。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、その一部又は全部を公開しないことができる。

2 第1項の規定は、部会で使用する資料についてもこれを適用する。

(議事録の作成等)

第5 議事録は、次の事項を記載したものを青森県こども家庭部県民活躍推進課において作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題

(4) 審議経過

(5) その他必要な事項

2 会議の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は公開する。ただし、議事録等を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益、又は公共の利益を害するおそれがある場合、その他部会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 第4第1項又は第2項の規定により、会議において公開されなかった内容及び資料については、前項と同様の取扱いとする。

(守秘義務)

第6 部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7 部会の庶務は、青森県こども家庭部県民活躍推進課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年1月14日から施行する。